

平成 22 年 11 月 15 日

第 42 回社会保障審議会医療保険部会

資料 4-1

# 傷病手当金について

厚生労働省保険局

## 傷病手当金の見直しに関する考え方(案)について

協会けんぽからの要望（平成22年9月8日提出）	見直しの方向性（案）
<p>① 支給限度額の設定 傷病手当金の支給最高額（月額81万円）は、社会保障としての性格や財源の制約を考慮すれば、極めて高い水準・過大な給付であることから、一定の上限額を設けるべきであり、併せて下限を設けてはどうか。</p>	<p>(1) 医療保険財政が厳しい現状を踏まえ、また傷病手当金の目的が「生活保障」であるという観点から</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在より低い支給上限額（※1）を設ける（※2）</li> <li>・下限額については、現状の水準を維持することとしてはどうか。</li> </ul> <p>その際、設定する支給上限額をどのように考えるか。（例えば、高額療養費の「上位所得者」を基準とする）</p> <p>(※1) 健康保険における負担・給付の基準としては標準報酬月額が用いられていることから、手法としては支給基準となる最高等級を設定することが考えられる。</p> <p>(※2) 結果として、実際の報酬額と傷病手当金の逆転現象を少なくし、不正請求の抑制効果が考えられる。</p> <p>(2) 支給額の基準となる報酬額について、直近の平均的な報酬実態をより反映させる観点から、支給請求前の一定期間における報酬の平均額を基準に支給額を算定することをどう考えるか。</p> <p>その際、以下の点について検討が必要ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高額な報酬を設定した直後の受給申請等の不正の防止に繋がり、また傷病のために報酬額が下がった者等について、過去の報酬額も含めた評価が可能となる一方、</li> <li>・最大1年6ヶ月の支給である傷病手当金について、報酬実態をより反映させるための事務負担をどう考えるか</li> </ul>
<p>② 加入期間要件の設定 社会保障における相互扶助の観点から、受給要件として最低限の加入期間要件を設けるべき。</p>	<p>○ 加入期間要件の設定については、期間を満たすために受診を控え仕事を継続した結果、病状の悪化を招くおそれがあることを考慮すべきではないか。</p>
<p>③ 医師や事業主への質問・調査権限に関する法律上の規定の明確化 審査の一環として保険者が行う事業主・医療機関等に対する質問・調査について、円滑な協力が得られるよう、法律上の位置付けを明確にするべき。</p>	<p>○ 保険者が行う質問・調査について、個人情報保護等との関係の中で、より適正かつ円滑に行われるよう、法律上可能な範囲やルール等をより明確にすることとしてはどうか。</p>

(注1) 傷病手当金の見直しに当たっては、共済組合や船員保険における取扱いについても検討する必要がある。

(注2) 出産手当金については、これとは別途、内閣府の「子ども・子育て新システム検討会議」における検討課題に挙げられている。

(注3) 紙付を見直す場合には、実施までの間に十分な周知期間を確保する必要がある。

## 傷病手当金及び出産手当金について

	傷病手当金	出産手当金
支給要件	被保険者（任意継続被保険者を除く。）が業務外の事由による療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、支給される。	被保険者（任意継続被保険者を除く。）が出産のため会社を休み、事業主から報酬が受けられないときに、支給される。
支給額	1日につき、標準報酬日額（標準報酬月額の30分の1に相当する額）の <u>3分の2</u> に相当する金額（※1）	
支給期間	同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関して、その支給を始めた日から起算して <u>1年6月を超えない期間</u>	出産の日（実際の出産が予定日後のは出産の予定日） <u>以前42日目</u> （多胎妊娠の場合は98日目）から、出産の日の翌日 <u>以後56日目</u> までの範囲内で会社を休んだ期間（※2）

（※1）支給額そのものに上下限は設定されていない。

（※2）予定日より遅れて出産した場合の支給期間は、出産予定日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日後56日の範囲内となっており、実際に出産した日までの期間も支給される。

### 直近の改正（平成19年4月）

- 賞与を含めた水準とするため、支給額を、賃金の6割相当額から3分の2相当額に引上げ。
- 傷病や出産により労務に服することができなくなった者に対する所得保障という性格を踏まえ、任意継続被保険者に対する支給については廃止。

## 傷病手当金及び出産手当金の支給実績（平成19年度）

### 【傷病手当金】

	支給件数	支給額	1件当たり支給額
計	1,487,936件	2,889億円	19.4万円
政府管掌（日雇含む）	877,968件	1,570億円	17.9万円
船員保険	12,875件	36億円	28万円
健保組合	517,377件	1,121億円	21.7万円
共済	79,716件	162億円	20.3万円

○傷病手当金に係る国庫補助額 平成19年度：204億9千万円

### 【出産手当金】

	支給件数	支給額	1件当たり支給額
計	189,573件	785億円	41.4万円
政府管掌（日雇含む）	108,727件	428億円	39.3万円
船員保険	6件	5百万円	83.3万円
健保組合	76,559件	336億円	43.9万円
共済	4,281件	21億円	49.2万円

○出産手当金に係る国庫補助額 平成19年度：55億6千万円

# 傷病手当金・出産手当金の見直しに関する医療保険部会 (平成22年9月8日)における主な意見

## 1. 支給額の上下限の設定について

- 最高支給額の上限を引き下げるべきではないか。
- 支給額の算定に当たっては、標準報酬を引き上げた直後の不正受給を防止するため、より長期の標準報酬を基準とすること等が考えられるのではないか。

## 2. 加入期間要件の設定について

- 加入期間要件の設定については、期間要件を満たすまで仕事を続けることで、病状が悪化するようなことがないよう、配慮すべきではないか。 (平成21年12月8日医療保険部会より)
- 加入期間要件の設定については、セーフティーネットとしての意義も含めて慎重に検討すべき。

## 3. その他の留意点について

- 労災保険などの国内他制度やI.L.O条約に抵触しないよう留意すべきではないか。  
(平成21年12月8日医療保険部会より)
- 不正受給事案に対する保険者の調査が円滑に行えるようにすべきではないか。

# ILO第102号条約における傷病手当金に関する規定について

## ○ ILO第102号条約(社会保障の最低基準に関する条約)とは

- ・ 1952年6月採択、1955年4月発効。日本は1972年2月に批准。
- ・ 社会保障制度の最低基準について、失業給付、老齢給付、遺族給付等の給付の種類別に15部87条にわたって規定。
- ・ 傷病手当金については、第3部（傷病給付）で規定されているほか、第11部（定期金の算定基準）において、支給額の設定基準等に関する規定が置かれている。

## ○ 傷病手当金の給付水準に関する規定（第65条）

- ・ 傷病手当金の支給額は、標準受給者（妻及び子2人を有する男子）（※1）においては従前の勤労所得の45%以上でなければならない。
- ・ 傷病手当金の支給については最高限度額を国内法令で定めることができる。ただし、この最高限度額は、従前の勤労所得が男子熟練労働者（=すべての保護対象労働者の平均勤労所得の125%の勤労所得を有する者）以下の者（※2）については、従前の勤労所得の45%以上が確保されるように定めなければならない。

＜参考＞

（※1）平成20年度家計調査において、「2人以上の勤労者世帯」の勤め先からの世帯主定期収入（1ヶ月）平均額は約36万円。

（※2）平成20年度健康保険被保険者実態調査において、協会けんぽと健康保険組合の被保険者の平均標準報酬月額は、約32.5万円。

$$(32.5\text{万円} \times 1.25 = 40.6\text{万円})$$